



# 宮 崎 県 公 報

平成25年3月21日(木曜日) 第2472号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

告 示	頁
○救急診療所の認定……………(医療業務課) 1	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護事業所)の指定……………(国保・援護課) 1	
○生活保護法に基づく介護機関(居宅介護支援事業所)の指定……………( “ ) 2	
○生活保護法に基づく介護機関(介護老人福祉施設)の指定……………( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護事業所)の廃止……………( “ ) 2	
○生活保護法に基づく指定介護機関(居宅介護支援事業所)の廃止……………( “ ) 2	
○民有林の保安林の指定予定(2件)……………(自然環境課) 2	

○宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示……………(山村・材振興課) 3
○道路の供用の開始……………(道路保全課) 5
○港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則別表第4の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第5のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域……………(港湾課) 5
<b>公 告</b>
○地図及び簿冊の認証……………(農村計画課) 5
○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 5
○県営土地改良事業に係る換地処分……………( “ ) 5
○建築士を対象とする講習の指定……………(建築住宅課) 6
<b>公安委員会規則</b>
○宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 180号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成25年3月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
国民健康保険 西米良診療所	児湯郡西米良村大字村所66番地1

#### 2 救急病院等の認定の有効期間

平成25年3月31日から平成28年3月30日まで

### 宮崎県告示第 181号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社ひむかメディカル	宮崎市清水2丁目2番10号	ひまわり薬局日向	日向市鶴町1丁目6番14号	平成25年1月28日
有限会社富高調剤薬局	日向市本町14番1号	富高薬局 Grand Stone	日向市曾根町3丁目23番	平成25年1月22日
株式会社ひだまりの郷	都城市志比田町4536番地	短期入所生活介護ひだまりの郷	都城市志比田町4536番地	平成25年1月14日
株式会社はまいち	都城市高城町桜木1404番地2	さくら咲くデイサービスセンター	都城市高城町桜木857番地3	平成25年2月1日
有限会社優愛介護支援センター	都城市都原町3336番地5	竹ん子	都城市乙房町3772番地	平成25年2月11日
合同会社喜治	延岡市伊形町5216番地13	デイサービスおおぶくら	延岡市伊形町5216番地13	平成25年2月1日
株式会社絆	小林市北西	デイサービ	小林市北西	平成25年

	方3130番地 2	センター 小林ひまわり 荘	方3130番地 2	1月23日
有限会社共 栄調剤薬局	延岡市柳沢 町2丁目3 番地2	デイサービ スセンター ほそしま	日向市大字 日知屋古田 町11番地1	平成25年 2月1日
合同会社光 陽	北諸県郡三 股町五本松 11番地15	ヘルパース テーション 光陽	北諸県郡三 股町五本松 11番地15	平成24年 5月21日
J-TOP 合同会社	児湯郡新富 町富田2丁 目4番地2	デイサービ スあくた新 富店	児湯郡新富 町富田2丁 目4番地2	平成25年 1月7日
株式会社ま きば	小林市細野 4173番地1	小規模多機 能型居宅介 護事業所 まきばの園	小林市細野 4173番地1	平成25年 3月1日
医療法人秀 英会	串間市大字 奈留5284- 3	グループホ ーム長寿	串間市大字 奈留5333	平成25年 2月1日

宮崎県告示第 182号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年3月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	
株式会社日 本電信ソリ ューション	都城市早鈴 町6街区20 号	居宅介護支 援事業所 道	都城市早鈴 町6街区20 号	平成22年 8月1日
株式会社F &Kウェル フェアサー ビス	都城市葦原 町2969番地 5	居宅介護支 援事業所よ かここみの ばる	都城市葦原 町2969番地 5	平成25年 2月1日

宮崎県告示第 183号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、介護扶助及び介護支援給

付のための施設介護を担当させる機関（介護老人福祉施設）を次のとおり指定した。

平成25年3月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定年月日
特別養護老人 ホームもろつ かせせらぎの 里	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山 54番地	平成24年4月1日

宮崎県告示第 184号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年3月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	
有限会社大 光調剤薬局	北諸県郡三 股町稗田47 -7	ウエスト薬 局	都城市都原 町8148番地 3	平成24年 12月31日
有限会社ハ ートケア	北諸県郡三 股町大字樺 山4836番地 26	訪問看護ス テーション ハートケ ア	都城市早水 町18-5ア ピアコート 101号	平成24年 9月30日

宮崎県告示第 185号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年3月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		廃 止 年月日
名 称	主たる事務 所の所在地	名 称	所在地	
社会福祉法 人報謝会	西諸県郡高 原町大字蒲 牟田7348番 地2	おり鶴 居 宅介護支援 センター	西諸県郡高 原町大字蒲 牟田4965番 地1	平成24年 9月30日

宮崎県告示第 186号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年 3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 日南市北郷町郷之原字谷之口甲2433- 3 から甲2433- 5 まで（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 187号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成25年 3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 民有林の保安林予定森林の所在場所 串間市大字西方字坂ノ上 2133
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齡以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
    - 次のとおりとする。
    - （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成25年 3月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 188号

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県林業・木材産業改善資金貸付規程（平成16年宮崎県告示第 570号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																								
<p>（貸付限度額、償還期間等）</p> <p>第 4 条 〔略〕</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数以内とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付内容</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 農商工等連携促進法第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って農商工等連携促進法第 8 条第 1 項の認定農商工等連携事業を実施するのに必要な農商工等連携促進法第12条第 2 項の資金を借り入れる場合</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 〔略〕</p> <p>（貸付資格の認定）</p> <p>第 6 条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前項の規定に関わらず、知事は、資格認定申請者（個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、法人格のない団体である場合は団体の構成員</p>	貸付内容	償還期間	据置期間	〔略〕			3 農商工等連携促進法第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って農商工等連携促進法第 8 条第 1 項の認定農商工等連携事業を実施するのに必要な農商工等連携促進法第12条第 2 項の資金を借り入れる場合	〔略〕		〔略〕			<p>（貸付限度額、償還期間等）</p> <p>第 4 条 〔略〕</p> <p>2 貸付金の償還期間（据置期間を含む。以下同じ。）及び据置期間は次の表のとおりとする。ただし、機械又は施設を購入するための資金を借り入れる場合の償還期間及び据置期間は減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数以内とする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">貸付内容</th> <th style="text-align: center;">償還期間</th> <th style="text-align: center;">据置期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3 農商工等連携促進法第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って農商工等連携促進法第 8 条第 1 項の認定農商工等連携事業を実施するのに必要な農商工等連携促進法第13条第 2 項の資金を借り入れる場合</td> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">〔略〕</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>3 〔略〕</p> <p>（貸付資格の認定）</p> <p>第 6 条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 前項の規定に関わらず、知事は、<u>次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付資格を認定しないものとする。</u></p>	貸付内容	償還期間	据置期間	〔略〕			3 農商工等連携促進法第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って農商工等連携促進法第 8 条第 1 項の認定農商工等連携事業を実施するのに必要な農商工等連携促進法第13条第 2 項の資金を借り入れる場合	〔略〕		〔略〕		
貸付内容	償還期間	据置期間																							
〔略〕																									
3 農商工等連携促進法第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って農商工等連携促進法第 8 条第 1 項の認定農商工等連携事業を実施するのに必要な農商工等連携促進法第12条第 2 項の資金を借り入れる場合	〔略〕																								
〔略〕																									
貸付内容	償還期間	据置期間																							
〔略〕																									
3 農商工等連携促進法第 4 条第 1 項の認定を受けた者が当該認定に係る計画に従って農商工等連携促進法第 8 条第 1 項の認定農商工等連携事業を実施するのに必要な農商工等連携促進法第13条第 2 項の資金を借り入れる場合	〔略〕																								
〔略〕																									

。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる場合又は暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員が資格認定申請者の経営に実質的に関与していると認められる場合は、貸付資格を認定しないものとする。

4 [略]

別記

様式第1号(第6条関係)

[略]

(添付資料)

1・2 [略]

3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第12条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

4～6 [略]

[略]

様式第3号(第7条関係)

[略]

(1) 資格認定申請者に県税の未納がある場合

(2) 資格認定申請者(法人であって、地方税法(昭和25年法律第226号)第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされているものに限る。)が、従業員等(宮崎県内に居住している者に限る。)の個人住民税について特別徴収を実施していない場合又は特別徴収を開始することを誓約していない場合

(3) 資格認定申請者(個人である場合はその者、法人である場合はその役員又は支社、支店若しくは営業所の代表者、法人格のない団体である場合は団体の構成員)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。))第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められる場合又は暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員が資格認定申請者の経営に実質的に関与していると認められる場合

4 [略]

別記

様式第1号(第6条関係)

[略]

(添付資料)

1・2 [略]

3 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第13条第2項に規定する資金を調達方法とする場合は、同法第4条第1項に規定する農商工等連携事業計画の認定書の写しを添付すること。

4～6 [略]

[略]

様式第3号(第7条関係)

[略]

(裏面)

(注) 1 貸付申請額は、10千円単位で記入すること。

2 償還額は、各年均等とし、千円単位で記入すること。  
なお、申請額を償還年数(据置期間を除く。)で除して端数がある場合は、初年度の償還額に加えること。

3 借入金の償還日は、原則として5月10日、8月10日及び11月10日とすること。ただし、その日が日曜日又は土曜日に当たるときは、その日後のその日に最も近い月曜日とすること。

4 押印は、団体申請の場合には法人の登録印を、法人でない場合には代表者の実印を使用すること。

5 連帯債務者又は連帯保証人を申請書の該当欄に記入できない場合には、継紙を用い割印をすること。

6 連帯及び団体借入れの場合の事業計画書は、原則として個人別の事業内訳を明記すること。

7 添付書類

(1) 全ての申請者

- 県税の未納がないことの証明書
- (2) 既成物品購入の場合  
見積書
- (3) 事業実施で請負の場合  
見積書及び設計書
- (4) 申請者が団体である場合  
借入れに係る総会若しくは役員会の議事録の写し又は役員専決事項であるときは関係規程の抜粋及び申請日直近の決算諸表
- (5) 申請者が法人である場合  
個人住民税の特別徴収実施確認書又は開始誓約書（林業・木材産業改善資金事務取扱要領様式第2号）
- (6) 申請者が法人格のない団体である場合  
団体の規約等
- (7) 申請者が未成年である場合  
親権者（親権者のないときは未成年後見人）の同意書（林業・木材産業改善資金事務取扱要領様式第3号）
- (8) 申請者が市町村、財産区、地方公共団体の一部事務組合及び社団法人宮崎県林業公社である場合  
購入申込年度の予算書の地方債に関する定め（議決年月日を記入し、議長の原本証明を受けること。）又は補正予算で計上する場合には、地方公共団体の長の確約書

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 189号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成25年 3 月21日から平成25年 4 月 4 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成25年 3 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
104	県道	霧島公園小林線	小林市細野字島田前1339番1地先から同市細野字島田1320番1地先まで	平成25年 3 月25日

宮崎県告示第 190号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31条）別表第 4 の荷さばき地、野積場及び駐車場の級地の区域並びに別表第 5 のその他の工作物を設置する用地及びその他の用地の級地の区域は、別添図面に示すとおりとする。

なお、平成23年宮崎県告示第 797号は、廃止する。

平成25年 3 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

（「別添図面」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部港湾課、宮崎県串間土木事務所、宮崎県中部港湾事務所、宮崎県油津港湾事務所及び宮崎県北部港湾事務所において縦覧に供する。）

公 告

国土調査法（昭和26年法律第 180号）第19条第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に係る地図及び簿冊を認証した。

平成25年 3 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 地籍調査を行った者の名称  
西臼杵郡五ヶ瀬町
- 2 地籍調査を行った期間  
平成21年 5 月 1 日から平成23年 3 月28日
- 3 地籍調査を行った地域  
西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所の一部
- 4 認証年月日  
平成25年 3 月11日

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、宮崎市南部土地改良区（宮崎市）から平成25年 2 月20日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年 3 月21日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、山中地区県営土地改良事業（小林市・高原町、県営経営体育

成基盤整備事業)に係る換地処分をした。

平成25年3月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

建築士を対象とする講習であって、建築物の設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図る上で奨励すべきものとして、次のとおり指定した。

平成25年3月21日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 講習を実施する法人の名称及び住所  
社団法人宮崎県建築士会  
宮崎市別府町2番12号

- 2 定期講習又は特別講習の別  
定期講習
- 3 講習の名称  
すべての建築士のための特別総合研修
- 4 講習の対象者  
建築士一般
- 5 講習の実施頻度、実施時期及び実施期間  
年1回、原則として1月から3月の間の1日間
- 6 指定をした年月日  
平成25年3月8日
- 7 指定の有効期間  
指定をした日から5年

### 公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月21日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

#### 宮崎県公安委員会規則第2号

##### 宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則(昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(総務課)</p> <p>第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p>(14) [略]</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10) 警察安全相談に関すること。</p> <p>(11)～(13) [略]</p> <p>(署長、副署長及び課長)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p>	<p>(総務課)</p> <p>第3条 総務課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(13) [略]</p> <p><u>(14) 警察安全相談に関すること。</u></p> <p>(15) [略]</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(9) [略]</p> <p>(10)～(12) [略]</p> <p>(署長、副署長及び課長)</p> <p>第41条 [略]</p> <p>2～8 [略]</p> <p>9 <u>佐土原町交番及び空港警備派出所に副所長を置くことができ、警部をもって充てる。</u></p> <p>10 <u>佐土原町交番副所長及び空港警備派出所副所長は、所長を補佐し、所管区域における警察事務を処理するとともに、部下職員を指揮監督する。</u></p>

#### 附 則

この規則は、平成25年3月29日から施行する。ただし、第41条の改正規定は、公布の日から施行する。